

学生ビザ（入国査証）関連 基本英語専門用語集

DS-160	日本では、2010 年 3 月 29 日の面接より使用開始されたオンラインビザ申請書。
DS-2019 :	交流訪問者の身分で特定の教育目的を行う人のためのプログラムを実施する団体として米国国務省・教育文化局 ECA (Bureau of Education and Cultural Affairs) から指定を受けた学校や機関が発行する書式。交流訪問者 (J-1) ビザを申請するときに必要な書類。
DSO:	Designated School Official (I-20 などの書類を扱う大学の指定官、多くの場合、留学生アドバイザー) の略語。
EAD:	Employment Authorization Document の略。From I-766。雇用許可証。
I-20:	“Certificate of Eligibility for Nonimmigrant (F-1) Student Status - For Academic and Language Students” または “Certificate of Eligibility for Nonimmigrant (M-1) Student Status - For Vocational Students”。フルタイムの教育課程への入学資格ありと認める正式な入学許可書。学校が留学生に発行する。学生ビザ申請時に必要な書類。
I-94:	Arrival/Departure Record。アメリカ出入国記録のこと。2013 年 4 月 30 日より自動化（電子記録化）された。※
I-515A:	Notice to Student or Exchange Visitor。アメリカ入国の際、必要書類がそろっていなかった場合に手渡されるフォーム。米国国土安全保障省 (DHS) “Study in the States — What is a Form I-515A?” < http://studyinthestates.dhs.gov/515a >参照のこと。
I-539:	Application To Extend/Change Nonimmigrant Status。滞在資格の変更などの際に用いられるフォーム。米国国土安全保障省 市民権・移民局 (USCIS) “Application To Extend/Change Nonimmigrant Status” < http://www.uscis.gov/i-539 > 参照のこと。
I-765:	Application for Employment Authorization。米国国土安全保障省 市民権移民局 (USCIS) へ就業許可 (OPT など) を得るために提出する書類。米国国土安全保障省 市民権・移民局 (USCIS) “Application for Employment Authorization” < http://www.uscis.gov/i-765 > 参照のこと。
I-766:	Employment Authorization Document。I-765 が受諾された際に発行される雇用許可証。
I-901:	Fee Remittance for Certain F, M and J Nonimmigrants。学生/交流訪問者ビザ申請者に義務付け

学生ビザ（入国査証）関連 基本英語専門用語集

	られている SEVIS 管理費の支払い用紙。
ICE:	Immigration and Customs Enforcement の略。SEVIS を管理する国土安全保障省 捜査・取締局。
Individual Taxpayer Identification Number※: (ITIN)	内国歳入庁 (IRS) より交付される個人用納税者番号。Social Security Number 取得資格のないものに対し、連邦所得税の納税目的にのみ使われる。
International Student Adviser (ISA):	留学生アドバイザーで、大学、地域、米国政府機関（米国国土安全保障省 [DHS] など）と留学生との橋渡し役を務める。Foreign Student Adviser (FSA) とも呼ばれている。留学アドバイザーが DSO (Designated School Official) であることが多い。
INS:	旧米国移民帰化局 (Immigration & Naturalization Service)。2003 年 3 月 1 日以降、国土安全保障省に統合され、米国市民移民局 BCIS (Bureau of Citizenship and Immigration Services) と名称変更された後、2004 年に市民権・移民局 USCIS (U. S. Citizenship and Immigration Services) にさらに名称変更された。
Notarization:	公証。財政能力証明書の一部に公証人 (notary public) のサインをもらうように要求してある場合は、米国大使館／領事館に出頭し保証のサインをもらう（有料）。
Part-Time Employment:	週 20 時間までの就業。学内の仕事は留学生アドバイザーの書面による許可が必要になることもある。学外の仕事は留学生アドバイザーの推薦状が必要である。学外の仕事は、通常 1 年間の勉学を修了していないと就くことができない。
Practical Training:	F-1 学生の身分の範囲内で行える、実習を目的とした雇用機会。留学生が専攻分野に関連する実習を一定期間行うためには米国国土安全保障省 市民権・移民局 (USCIS) に許可申請しなければならない。CPT (Curricular Practical Training) と OPT (Optional Practical Training) がある。
SEVIS:	Student and Exchange Visitor Information System の略。米国国土安全保障省 捜査・取締局 (ICE) が管理するデータシステム。米国における留学生・交流訪問者の出入国、住所、参加プログラム、滞在身分など全ての情報が管理されている。このシステム上で入力され、バーコードが印字された I-20 / DS-2019 でないとビザ申請ができない。
Social Security Number(SSN)※:	米国社会保険管理局で用いられる 9 桁の番号。
USCIS:	U.S. Citizenship and Immigration Services の略。米国国土安全保障省 市民権・移民局。移民にかかわる事項を統括している。

学生ビザ（入国査証）関連 基本英語専門用語集

※ I-94 出入国記録の自動化

2013年4月30日より、空路と海路からのアメリカ出入国プロセスが自動化（電子記録化）されました。この変更により、紙媒体の Form I-94 (Arrival/Departure Record = 出入国記録カード) が廃止されました。

米国への入国記録は、渡航者のパスポート情報を基に米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP) の審査官によって、電子的に作成されます。よって、アメリカ入国時には、パスポートに入国スタンプが押されるだけで、I-94 出入国記録カードの用紙は渡されません（陸路の場合は現状どおり）。

しかし、留学生は、入国後（留学期間中）、合法的にアメリカに滞在しているという証明として、I-94 (Arrival/Departure Record = 出入国記録) の提示を求められる場面がいくつか考えられます。

そのような時に備えて、留学生は、入国後に必ず、米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP) のウェブサイト (<https://i94.cbp.dhs.gov/I94/request.html>) にアクセスし、ご自分の電子 I-94 記録をプリントアウトして手元にとっておきましょう。

なお、出入国記録は、出入国のたびに、新しい記録が作成されるという点についてもご注意ください（カナダ・メキシコへの出入国の場合を除き）。

■ 関連サイト

米国大使館 「米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP)」 <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/info/tinfoj-cbp.html>

上記サイト内「到着/ 出発 I-94 プロセスの自動化」を参照。

米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP) “Arrival/Departure Record Process Changes for Foreign Visitors Arriving via Air or Sea”

http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/id_visa/i-94_instructions/i94_rollout.xml

※ 社会保障税 (Social Security Tax) とは？ :

Social security は米国政府の社会保障制度です。給料から源泉徴収された税金を財源としています。アメリカで雇用される前には、必ず社会保障番号 (social security number: 以下、SSN) を持っていないとなりません。どのような人が SSN を申請できるかについては厳しい規則がありますので、留学生アドバイザーに問い合わせてください。通常、アシスタントシップやキャンパス内外での就労の機会を得た留学生以外に SSN は発行されません。 J-1 の研究者 (J-1 scholar) は 2 年、F-1 や J-1 の学生 (F-1、J-1 student) は 5 年まで、留学生の social security tax は免除されています。J-1 の扶養家族 (J-2) が雇用されている場合は、社会保障税の支払い義務があります。詳しくは、留学生アドバイザーに聞くといでしょう。

なお、就労している留学生以外に基本的に SSN は発行されませんが、税金を払う目的では、代わりに ITIN (individual taxpayer identification number) が発行されます。詳細は、留学生アドバイザーにたずね、また以下の関連サイトもご参照ください。

■ 関連サイト

Social Security Administration “International Students and Social Security Numbers”

<http://www.socialsecurity.gov/pubs/10181.html>

米国国土安全保障省 (DHS) “Study in the States – Obtaining a Social Security Number”

<http://studyinthestates.dhs.gov/students/resources/social-security-number>

内国歳入庁 (IRS) “Individual Taxpayer Identification Number (ITIN)”

[http://www.irs.gov/Individuals/Individual-Taxpayer-Identification-Number-\(ITIN\)](http://www.irs.gov/Individuals/Individual-Taxpayer-Identification-Number-(ITIN))

在日米国大使館「個人納税者番号 (ITIN)」 <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/acs/tacsj-itin.html>